



ファラン朴武館(浦和・南浦和・北浦和道場) 道場規定

1. 入会方法

会員申込書、会員誓約書を記入の上、諸費用とともに担当指導員へ直接申込むこととします。

2. 月会費

- ① 月会費は自動決済システム(会費ペイ)を利用し、前月の指定日(原則として毎月 26 日)に翌月分の会費を前払いにてお支払い頂きます。
※会費ペイの使用ができない場合は別途協議した方法にてお支払い頂きます。
- ② 入会時に 2 か月分お支払い頂き、月の途中で入会された場合は日割り計算となります。
- ③ 会員様の都合により稽古を欠席された場合、傘下道場にて振替稽古を行うこととし、原則、月会費の返金や日割りでの調整は行いませんので、あらかじめご了承ください。なお、振替稽古の期限は欠席した日より 1 カ月以内とさせていただきます。
- ④ 道場側の事情(年末年始、夏季休暇、施設都合、自然災害、感染症流行等)で稽古が実施されない場合は、傘下道場にて振替稽古を行うこととし、原則、月会費の返金や日割りでの調整は行いませんので、あらかじめご了承ください。

3. 年会費

- ① 毎年 1 月に自動決済システム(会費ペイ)を利用し、お支払い頂きます。年度途中で退会された場合でも、既納の年会費は返金いたしません。
※会費ペイの使用ができない場合は別途協議した方法にてお支払い頂きます。
- ② 年度の途中に入会される場合は翌年 1 月までの年会費を月割り計算した金額を入会時にお支払い頂きます。

4. 出稽古

会員は、ファラン朴武館傘下道場の稽古に参加可能ですが、所属道場以外の稽古に参加される場合は必ず担当指導員からの許可を得て、参加することとします。また、各練習場における備品の破損等のトラブルについては会員の責任とし、当道場はその責を負わないものとします。

5. 稽古中の怪我等

武道・スポーツを行う以上、絶対に怪我等をしないという保障までできません。稽古中において怪我等をした場合は自己責任において対応し、道場責任者、他稽古生及びその他関係者に対し異議申し立てをしないこととし、当道場はその責を負わないものとします。

道場は安全確保を努めますが、不可抗力的な事故に備え、スポーツ保険への加入を推奨します。

6. 禁止事項

道場は人格育成及び稽古をする場であり、以下に示すテコンドーの修練以外の活動を禁じます。

- ① 政治・宗教・ビジネス等の活動
 - ② 本規約に違反する行為
 - ③ 虚偽の届出
 - ④ 他会員等への利益、権利を侵害する行為
 - ⑤ その他、道場での無許可での稽古風景等の撮影など、他の会員や当道場に対して著しく迷惑をかけるものと判断する行為
- 上記行為に該当すると道場が判断した場合は、会員除名・退会処分とさせていただきます。

7. 広報活動

テコンドー普及の為、募集広告・当道場ホームページ・ブログ等に写真・動画・氏名等を掲載することがあります。

8. 休会

- ① 諸事情により休会を希望される方は、必ず前月の 5 日までに担当指導員へ申し出て下さい。休会期間中は休会費(1,320 円/月)をお支払い頂きます。
- ② 休会申請が前月の 5 日を過ぎた場合、休会は翌々月からとなります。
- ③ 原則、休会期間は 6 か月間を上限としますが、特別な事情がある場合、道場の承認を得て延長を認める場合があります。

9. 退会

【会員用】

- ① 必ず前月の5日までに担当指導員へ口頭に加え、書面、メール等で申し出て下さい。
- ② 退会申請が5日を過ぎた場合、退会は翌々月からになります。
- ③ 会費を3か月以上未納の場合は退会したものとみなします。
- ④ なお、退会後に入金があった場合、道場側の不備に起因するものを除き、返金は致しかねますので、必ず退会の手続きを行ってください。

10. 規定改訂

本規定は、運営上必要と判断した場合、予告なく改訂することがあります。

改訂後の規定は、公式ウェブサイトへ掲示し、稽古を継続することで本規定に同意いただいたものとみなします。

11. 暴力団排除条項

① 暴力団員等の入会拒否

当道場では、以下のいずれかに該当する方の入会および在籍を一切お断りします。

- ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団その他これに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に所属する方。
- ② 過去に反社会的勢力に所属していた方。
- ③ 自身または第三者を通じて反社会的勢力と密接な関係を有する方。

② 在籍中の発覚時の措置

- ① 会員が以下のいずれかに該当すると判明した場合、即時に会員資格を取り消し、退会いただきます。この場合、会費やその他費用の返金は行いません。

1. 入会後に反社会的勢力に所属した場合。
2. 入会時に虚偽の申告を行い、反社会的勢力に該当することが後に判明した場合。
3. 他会員や道場運営に対し、反社会的勢力の影響を及ぼす行為を行った場合。

② 反社会的勢力への対応

当道場または関係者が反社会的勢力から不当な要求や迷惑行為を受けた場合、速やかに警察等の関係機関と連携し、適切に対処します。

以上の内容を、ご確認・同意した証として本書2通を作成し、両者が署名のうえ、各1通を保有することとします。

【稽古生】

記入日 西暦 年 月 日 (署名:フルネーム)

【保護者氏名(稽古生が未成年の場合)】

記入日 西暦 年 月 日 (署名:フルネーム)

【道場担当者】

記入日 西暦 年 月 日 (署名:フルネーム)